

岩手県広域防災拠点整備構想の概要

【構想策定の目的等】(第1章)

- 1 背景と目的
 - 東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、広域的な大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、広域的な応急復旧活動の拠点となる広域防災拠点整備に関する基本的な考え方を定めるもの。
- 2 東日本大震災津波への対応を踏まえた課題
 - 災害対応検証の結果、「物資の備蓄・支援」と「後方支援体制」に課題。
 - 県地域防災計画に岩手産業文化センター(アピオ)を物資集積拠点として位置付けるとともに、物資受入れ、集配、備蓄機能等を有する広域防災拠点等の整備を検討。
 - 県として、広域防災拠点の枠組みの中で、遠野市のような後方支援拠点を位置付けることを検討。
- 3 県地域防災計画で定める、県内における大規模な地震、津波、火山災害を想定するとともに、県外で発生する大規模災害への対応も想定。

《広域防災拠点の定義等》(第3章)

広域防災拠点の定義

本県の広域防災拠点とは、次の二つのタイプの防災拠点から構成され、災害時に、相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものをいう。

【広域支援拠点(タイプA)】

効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。県内1箇所に設置。

【後方支援拠点(タイプB)】

被災地により近い場所では被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する“人”“物”“情報”に関する機能を有する防災拠点。県内複数箇所に設置。

広域防災拠点の機能配置

- 本県では、個々の機能を一定のエリア内の複数箇所(施設・敷地)に分散させ連携(ネットワーク化)して配置する「分散連携型」を選択し、県施設(県所有地)のみならず、国・市町村施設(国・市町村所有地)や民間施設の活用も視野に、機能の配置を検討。

※ すべての機能を1箇所(施設・敷地)に集中して配置する「集中配置型」の整備は、長期的な課題として、国による支援制度の創設の動きなども注視しながら、対応を検討。

【広域防災拠点整備構想委員会(平成24年4月18日設置)】(第2章)

- 1 趣旨
 - 東日本大震災津波の災害対応検証を踏まえ、津波等の大規模災害に対応可能な広域防災拠点等の整備に関する構想を策定(委員12名)これまでの委員会の開催状況
 - 2 これまでの委員会の開催状況

開催年月日	協議事項等
第1回(124.5.7)	本県における広域防災拠点の考え方・必要性等
第2回(124.7.30)	広域防災拠点の機能等
第3回(124.9.14)	本県における広域防災拠点の整備イメージ、機能・配置、県外で発生する災害への対応の方向性
第4回(124.11.14)	構想素案、平成25年度以降の取組
第5回(125.1.16)	構想最終案、平成25年度の取組
- ※ H24.11月～12月に「ブリック・コメント」等を実施(意見総数76件)

広域防災拠点整備構想委員会の議論を踏まえ構想を作成

《広域防災拠点の機能・配置》(第3章)

広域防災拠点の機能

機能を「人」、「物」、「情報」に区分し、整理。

備えるべき機能	広域支援拠点(タイプA)	後方支援拠点(タイプB)
① 避難誘導・救済・救護機能(避難機)	—	○
② 支援部隊の現場活動支援機能	○(要効果)	○(補助機能)
③ 災害医療活動支援機能	△	○
④ 広域医療搬送拠点機能	○	△
① 平時における物資・資材の備蓄機能	○	○
② 支援物資の受入・分配機能	○	△
③ AVIコワーキング・展開機能	○(要効果)	○(要効果)
情報	○	○
情報収集・伝達機能	○	○

広域防災拠点の配置

県内で発生が想定される大規模災害に対応できるように広域防災拠点に備えるべき機能や災害に対する安全性(耐震性・耐風性等)の確保を考慮し配置。

【広域支援拠点(タイプA)】

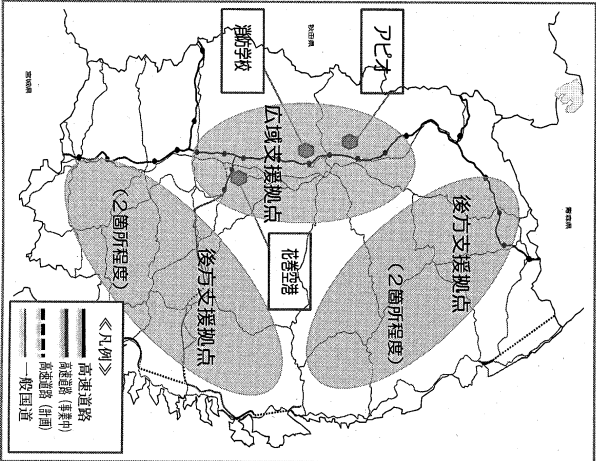
県央部を中心とした地域に配置

【後方支援拠点(タイプB)】

県南部、県北部にそれぞれ2箇所程度配置

《広域防災拠点の配置地域》(第3章)

整備イメージ



(注) 図中の網掛け範囲は、配置地域をわかりやすく示したものであること。

【構想策定に当たっての基本的考え方】(第2章)

- 広域防災拠点は、人の命を守るための「ハースト」になること
- 主に被災直後からを想定し検討を進めるが、当然、平時時の活用も念頭に。
- 広域防災拠点は、物流、人の移動、情報の伝達の結節的な役割を担う場所であり、それらはネットワーク化。
- 東日本大震災津波における遠野は一つの良い参考例。それが県内他地域にもあれば有用。
- 広域防災拠点は、県だけでなく、県境を越えて拡大していく拠点も必要。

《具体化に向けた今後の取組》(第4章)

1 具体的な位置の決定

「分散連携型」の機能配置を前提としながら、配置地域に求められる要件を満たす地域(市町村)の絞り込みや、広域防災拠点として利用可能な施設の設定状況等の調査を実施した上で、県が決定。

2 広域防災拠点整備までのスケジュール

年度	実施項目
H25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点整備アドバイザー会議(仮称)の設置(広域防災拠点整備構想委員会を改組) ○ 広域防災拠点活用可能施設調査(仮称)の実施 ○ 広域防災拠点整備計画(仮称)の策定 ○ 広域防災拠点の配置先の市町村との調整・同意 ○ 広域防災拠点の運用や広域的な連携体制の検討
H26～27	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域防災拠点(広域支援拠点・後方支援拠点)の整備 ○ 県地域防災計画へ位置付け

3 広域的な連携体制の構築

- 県外で災害が発生した場合の広域防災拠点の対応の方向性を整理。
- 広域防災拠点と県内市町村との連携、国との連携と役割分担について、今後検討。